

公 示 日 : 2024 年 1 月 24 日 (水)

調達管理番号 : 23a00872

国 名 : パキスタン

担 当 部 署 : 経済開発部農業農村第三チーム

調 達 件 名 : パキスタン国気候変動・レジリエンスに対する農業アドバイザー
業務

適用される契約約款 :

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 気候変動・レジリエンスに対する農業アドバイザー
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2024 年 3 月上旬から 2026 年 2 月 27 日まで
- (2) 業務人月 : 14.00
- (3) 業務日数 :
 - ・ 第 1 次 準備業務 3 日、現地業務 20 日、整理業務 3 日
 - ・ 第 2 次 準備業務 2 日、現地業務 60 日、整理業務 2 日
 - ・ 第 3 次 準備業務 3 日、現地業務 40 日、整理業務 2 日
 - ・ 第 4 次 準備業務 3 日、現地業務 50 日、整理業務 2 日
 - ・ 第 5 次 準備業務 2 日、現地業務 45 日、整理業務 3 日
 - ・ 第 6 次 準備業務 2 日、現地業務 45 日、整理業務 2 日
 - ・ 第 7 次 準備業務 3 日、現地業務 50 日、整理業務 2 日
 - ・ 第 8 次 準備業務 2 日、現地業務 50 日、整理業務 4 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

(4) 前払い金の制限

本契約について契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払について分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下の通りとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13カ月以降)：契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25カ月以降)：契約金額の2%を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2024年2月7日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法：電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」の「別添資料11 業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年2月19日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 33点
 - ② 対象国・地域での業務経験 15点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	乾燥地域における圃場の水管理分野
対象国及び類似地域	パキスタン国または南アジア地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

パキスタンは日本の約2倍の国土面積を有し、その4割以上が農用地である (FAO、2016年)。主要農産物は穀物類や綿花であり、コメの生産量は世界第9位、海外輸出量は第4位である (USDA、2023年)。

他方、近年の温暖化の影響を受け、農村地域を中心に氷河の融解や氷河湖決

壊、モンスーンやサイクロンによるインダス川流域の浸水、干ばつ、バッタ被害といった自然災害に見舞われており、2018年までの20年間でパキスタンは世界で5番目に気候変動の負の影響を受けた国とされている（German Watch、グローバル気候リスク指数2020）。

世界第5位の人口、年率2.55%の人口成長率（パキスタン国勢調査、2017-2023年）に伴う食糧需要に応えるべく農業生産性を上げていく必要があるが、こうした自然災害の影響で国内の食糧供給システムは極めて高いリスクにさらされている状態である。

また、パキスタンにおける伝統的な農法は、様々な天然資源・エネルギーを大量に消費し、温暖化を増進するものであったため、今後は更なる温暖化現象に歯止めをかけるべく、限られた水資源を有効利用した省エネルギーかつ生産性の高い農業生産技術に切り替えていくことが望まれるが、上述のとおり近年の自然災害によるダメージが大きく、また、州や県等の自治体の対応能力や農家の生産に関する知識・技術にも限界がある。

このため、パキスタン政府は、国家食糧安全保障政策（2018年）および国家気候変動政策（2021年）において、FAOが提唱する気候変動スマート農業（Climate Smart Agriculture, 以下「CSA」という。）の推進を掲げている。気候変動の適応と緩和の少なくとも1つを達成し、かつ食糧安全保障を強化する技術をCSAとみなしている。具体的には、気候に適応する作物・家畜育種の開発、バイオ技術、資源保全および水資源マネジメントの推進等であり、こうしたCSAの研究開発および試験的導入の取り組みを連邦農業研究所（National Agricultural Research Center, NARC）を中心に進めてきている。しかし持続可能な食糧供給システムを拡大および維持するためには、更なる革新的な技術の開発及びその普及、人材育成等、様々な投入が必要であることから、農業分野および自然災害への対応において高い技術力を持つ日本に対し本分野への協力を要請した。これまでJICAがパキスタンで実施してきた水管理、畜産、園芸作物栽培等の支援と連動させながら、限られた水資源の有効利用と気候変動に対応する農業技術を展開することが期待されている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、パキスタン共和国農業研究所（NARC）、気候・エネルギー・水研究所（CEWRI）および実証サイトの州農業局（サイトは事業開始後選定）をカウンターパート機関（以下「C/P」）とし、天水灌漑地域にCSA技術の開発と実証、CSAにかかわる関係者の能力開発に対する技術的指導・助言を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 業務計画の作成・協議

受注者は、共通仕様書に基づき業務計画書（和文）を作成し、契約日から起算して10営業日以内にJICAに提出し、承諾を得る。

(2) 渡航前後の共通業務

① 渡航前準備業務

現地業務開始時に経済開発部の確認を経たワークプラン（英）をJICAパキスタン事務所、C/P機関に提出し、業務計画の承認を得る。

② 現地業務完了時

現地業務結果報告書（英文）をC/P機関に提出し、報告する。JICAパキスタン事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次期現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

③ 帰国後整理業務

現地業務の現地業務結果報告書（和文・英文）をJICA経済開発部に提出し、報告する。（オンラインによる報告可能）

(3) 第1次現地業務（2024年3月上旬～3月下旬）

① 関連するJICA報告書、他ドナー資料（FAO等）、政府作成の関連報告書を参照し農業分野の気候変動対応の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた気候変動および農業分野の協力の概要を把握・分析する。

② C/P機関からこれまでのパキスタンにおけるCSA事業の研究および実証に関するヒアリングを行い、国内の脆弱性の高い地域や実証事業の状況を理解する。

③ 世界で展開されているCSA技術のうちパキスタンで有効性の高い技術の優先リスト作成のため、C/Pと相談しつつ調査項目を策定する。

④ 次回以降の渡航での事業計画をC/Pと相談しながら策定する。

(4) 第2次～第7次現地業務（2024年5月以降～2025年12月）

① パキスタンで有効性の高いCSA技術の優先順位付けに必要な調査を実施する。

② 関係者から、一次ベースラインデータや既存の文献、衛星データ等入手し国全体および対象地域における水力・農業・シルボ・パストラル事業¹の現状を評価する。

③ ①の結果を踏まえ、モデルサイトと実証事業の内容を検討する。

¹ 河川や湖水等の水資源を用いつつ森林で家畜の放牧を行うことで、林業の省力化を図るとともに穀物飼料の生産を減らし低コストの肉牛生産を両立させること

- ④ モデルサイトにおける実証事業の実施計画を策定する。
- ⑤ 実証事業で使用する消耗品や人員体制について検討し、JICA パキスタン事務所にて調達する物品の仕様やローカル人材の TOR 等必要な準備を行う。
- ⑥ モデルサイトにおいて CSA 技術の実証事業支援を行う。
- ⑦ 実証事業のモニタリングを行い、状況を分析してレポートにまとめる。
- ⑧ 実証事業の結果を踏まえ、パキスタン国内で普及すべき CSA パッケージの提案書案を作成する。
- ⑨ 日本の農業研究機関（JIRCAS、NARO 等）が CSA においてパキスタン政府と連携しているため、これらの機関と情報交換を行い、実証事業の調整・連携を行う。
- ⑩ 他国で実施中の民間の事業（天水灌漑における水資源確保のための天蓋システム、農業機械と衛生データのマッチング技術）の情報収集を行い、パキスタンでの導入可能性について検討する。
- ⑪ CSA 技術の普及に必要な関係者へのセミナー・トレーニングの対象者選定、コンテンツの作成支援を行う。
- ⑫ セミナー、トレーニングの実施支援を行う。

(5) 第8次（最終）現地業務（2025年12月～2026年2月頃）

- ① 作成した CSA パッケージの提案内容について関係者と協議を行い、最終化する。
- ② パキスタン政府関係者、開発パートナー等を招待し、これまでの活動の成果と状況に関するセミナーを開催する。
- ③ 全ての活動終了後、専門家業務完了報告書（和文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

- ・和文1部、（業務計画書、JICA 経済開発部）
- ・英文2部（JICA パキスタン事務所、C/P 機関へ各1部）

(2) 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

- ・英文 3 部（JICA 経済開発部、JICA パキスタン事務所、C/P 機関へ各 1 部）
- ・和文 2 部（JICA 経済開発部、JICA パキスタン事務所へ各 1 部）

ただし、第 8 次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 8 次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・パキスタンにおける CSA 事業の展開に関する提言

（3）専門家業務完了報告書（和文 3 部）

2026 年 2 月 27 日（金）までに提出

業務完了報告書（和文）を、JICA 経済開発部及びパキスタン事務所に提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1）勤務地について

活動拠点は基本的にイスラマバードの NARC 内となりますが、実証事業のサイトはシンド州、パンジャブ州内等の紛争影響地域になる可能性があります。その場合は紛争影響地域の加算について契約変更にて対応することとします。

（2）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上して下さい。

（3）現地での活動費について

現地活動に必要な業務用車両（レンタカー）、現地傭人費、圍場での実証事業に必要な消耗品や備品、通信費等については、本事業で予算を計上しており、JICA パキスタン事務所にて調達および支払いを行います。必要な支出内

容について事務所と相談の上、購入物品の数量や仕様、傭人の TOR 作成等をお願いします。

(4) その他留意事項

- 1) パキスタンの渡航にあたってはJICAの安全対策措置に従い、渡航可能な地域および時期に留意してください。
- 2) 渡航にあたり、パキスタン政府および JICA パキスタン事務所、訪問先によっては本部安全管理部の承認を得る必要があります。パキスタン政府の承認申請には滞在日程、査証および旅券写しが必要なため、遅くとも 1 か月前には担当部署と渡航時期を相談の上、上記情報を伝達してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、毎年春頃より約1週間、ラマダン明けの休暇となります（年ごとに時期がずれます）ので、この期間を避けた日程で提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は基本的に本コンサルタントのみを想定していますが、パイロット事業の技術内容によってその専門性に鑑み別分野のコンサルタントを追加派遣する可能性があります。

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- ウ) 車両借り上げ：第1次現地業務の期間のみ、手配あり
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び事務所より同行する。
- カ) 執務スペースの提供：NARC 内における執務スペース提供
(ネット環境完備予定)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業農村第一グループから配付しますので、edga1@jica.go.jp宛にご連絡ください。
 - ・ National Climate Change Pakistan
 - ・ CSA-Profile-Pakistan
 - ・ パキスタン・イスラム共和国 シンド州農業セクターに係る情報収集・確認調査ファイナルレポート
- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
 - イ) 配付依頼メール
 - ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上